

Q & A

Q

なぜ、国保制度の見直しが必要なの？



A

現行の市町村国保においては、財政運営が不安定になるリスクが高い小規模の保険者が多い状況にあります。

また、国保は他の医療保険と比べると、年齢構成が高く医療費水準も高い一方で、所得水準が低く、保険税の負担が重くなっています。

そこで、都道府県が国保の運営に加わるとともに、公費負担を拡充することにより、全国民の保険の最後の砦である国保の基盤を強化し、安定した制度として、次の世代に引き継げるようにします。

Q

国保運営に「愛媛県」が加わると保険税はどうなるの？



A

愛媛県内で保険税負担を公平に支え合うため、愛媛県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金を決定し、保険給付に必要な費用を全額交付金として支払います。

また、市町はこれまで個別に保険給付費を推計し、保険税を決定してきましたが、今後は愛媛県に納付金を納めるため、愛媛県が示す標準保険料率等を参考に、保険税を決定します。

なお、鬼北町においては、制度改革後に保険税の負担水準に激変が生じないように、適正な保険税率を設定していきます。

今後の保険税の上昇を抑えるためには…

国保加入の皆さんの医療費の伸びを抑制することができれば、保険税の上昇を抑えることができます。

以下の取り組みにご協力をお願いします。

- ◆特定健診の受診による健康管理
- ◆ジェネリック医薬品の利用

Q

制度が変わることで、何か変わるところはあるの？



A

◆被保険者証等の様式が変わります。

愛媛県も国保の保険者となるため、被保険者証等の様式が変わります。すでに交付済みの被保険者証等は、平成30年4月1日以降も有効期限日までは利用できます。（有効期限後に新しい様式に変更します。）

◆高額療養費の多数回該当が愛媛県内で通算され、加入者の負担が軽減されます。

愛媛県内の他市町に転居した場合でも、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の支給も通算して高額療養費の多数回該当（※）の回数に含めることになります。

※高額療養費の多数回該当とは、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。